

市税の納付

納期限までに支払いを

市では、納期限までの税金の納付を推進しています。そのため、

口座振替・コンビニ納付・クレジットカード納付・ペイジーの活用など納付の手段を増やし、利便性の向上に努めています。

また、納期限までに納めなかった人に対しては、督促状や催告書を送付し、納付を促しています。

特別な事情は相談を

病気や失業など、やむを得ない理由で一時的に税金を納期限までに納めることが困難な場合は、そのまま放置せず、必ず納期限内に納税課(☎20・1519)に相談してください。

日曜開庁日も相談を受け付けています。生活状況などを聞き取った上で、徴収を猶予する制度などもあります。

納期限を過ぎると、年8・9パーセント(納期限の翌日から1カ月を経過する日までは2・6パーセント

(令和2年の場合)の延滞金が発生します。

納税の相談もなく滞納が続く場合は財産調査を行い、預貯金や給与、不動産、生命保険などの財産を差し押さえる滞納処分を執行します。

※くわしくは納税課へ。

水道料金の納付

口座振替が便利です

水道料金の支払いは、便利で確実な口座振替がお勧めです。利用する場合は、次のいずれかの方法で手続きしてください。

- 水道料金徴収事務委託先のヴェオリア・ジェネッツ(株)(☎22・8880)へ連絡し、送付される口座振替依頼書に必要事項を書いて返信用封筒で送付
- 通帳、金融機関の届け出印、お

客さま番号が分かる水道料金の領収書などを持って市内の金融機関または郵便局へ

※くわしくは水道部業務課(☎22・0269)へ。

土砂による土地の埋め立て

残土条例が適用されます

市では、土砂の搬入による埋め立て行為などを規制する「成田市土地の埋立て等及び土砂等の規制に関する条例」を定めています。500平方メートル以上の埋め立てなどを行う場合は、条例に定める手続きが必要です。

なお、安全基準に適合しない土砂は利用できません。

※くわしくは環境対策課(☎20・1532)へ。

合併処理浄化槽

設置費と維持管理費を補助

合併処理浄化槽は、し尿や台所・洗濯などの生活雑排水を併せて処理する浄化槽です。

市では、合併処理浄化槽を設置する費用の一部を補助しています。補助を受けるには条件がありますので、必ず着工前に相談してください。

また、毎年の維持管理に係る費用への補助もあります。

※騒音地域は特別により補助金の限度額が異なります。くわしくは環境衛生課(☎20・1531)へ。

年金からの特別徴収

国民健康保険税と後期高齢者医療保険料

国民健康保険税、後期高齢者医療保険料を年金から直接引き落とす特別徴収の4・6・8月の金額(仮徴収額)は、令和2年2月分と同額です。

10・12・2月の特別徴収額は7月下旬にお知らせします。

申し出により口座振替での納付ができる場合もあります。

※くわしくは保険年金課(国民健康保険☎20・1526、後期高齢者医療保険☎20・1547)へ。

私立幼稚園の給食副食費

一部を助成します

昨年度、私立幼稚園に支払った給食費のうち、主食以外のおかずなどの副食費の一部を助成します。対象は次のいずれかに当てはまり、私立幼稚園を利用し「子育てのための施設等利用給付認定」を受けている児童の保護者

- 生活保護受給世帯
- 市民税所得割額が7万7、101円未満の世帯
- 対象児童が第3子以降(兄・姉は小学3年生までが数える対象となります)

対象となる費用は10ヶ月分の給食副食費

申請書配布場所は各幼稚園、保育課(市役所2階)、市ホームページ(<https://www.city.narita.chiba.jp/kosodate/page141200.html>)

申請方法は4月20日(月)までに申請書、領収証などの必要書類、印鑑を持って保育課へ

※くわしくは同課(☎20・1607)へ。

浄水器設置費補助金

飲料用井戸水に

市では、各世帯の飲料用井戸水から対象物質が基準値を超えて検出された場合、これらを除去するための浄水器を設置する世帯、浄水器設置から5年以上経過し、故障などで買い替える世帯に補助金を交付しています。

補助金の交付を受けるには、浄水器の購入・設置前に申請書提出などの手続きと、審査が必要になります。

なお、水道が整備されている地区の人は交付を受けられません。対象物質は硝酸性窒素、亜硝酸性窒素、ヒ素、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、クロロエチレン(塩化ビニルまたは塩化ビニルモノマー)

補助額は浄水器の購入・設置費用の2分の1(上限15万円。生活保護受給世帯などは30万円を限度に全額)

※くわしくは環境対策課(☎20・1532)へ。

水道・下水道

使用開始・中止は早めに連絡を

水道・下水道の使用開始・中止、使用者変更、口座振替の申し込みはヴェオリア・ジェネッツ(株)成田営業所(☎22・8880)に連絡してください。

同社ホームページでも使用開始・中止の申し込みを受け付けています。

ホームページは<https://www.jenets.jp/cs/index.cgi?area=06>

携帯電話サイトは

<https://www.jenets.jp/mobile/index.cgi?area=06>



なお、ニュータウン地区は県営水道のため、県水お客様センター(☎0570・001245)へ連絡してください。

※くわしくは水道部業務課(☎22・0269)、下水道課(☎20・1553)へ。

春の全国交通安全運動

思いやりを持って運転を

4月6日(月)～15日(水)は春の全国交通安全運動期間です。思いやりを持った運転を心掛けましょう。重点目標は次の通りです。子どもをはじめとする歩行者の

安全の確保

○高齢運転者などの安全運転の励行

○飲酒運転などの危険運転の防止

○自転車の安全利用の推進

※くわしくは交通防犯課(☎20・1527)へ。

経営所得安定対策

水田・畑作農家の皆さんへ

市では、経営所得安定対策の申請を受け付けています。申請書は各農家に直接送付します。

申請期限は6月30日(火)

申込場所は農政課(市役所4階)、下総・大栄支所、成田市農協各支所、かとり農協各経済センター

※くわしくは、制度については農林水産省ホームページ(<https://www.maff.go.jp/>)、申請書の提出については農政課(☎20・1541)へ。

ドッグランの利用登録

4月1日から受け付け開始

広沼街区公園(ウイング土庫内)にあるドッグランの、令和2年度

の利用登録を開始します。

登録方法はドッグラン利用登録申請書兼誓約書(愛犬のカラー写真4センチメートル×3センチメートル2枚添付)、印鑑、鑑札、令和2年度狂犬病予防注射済票または令和元年度狂犬病予防注射済票(申請日の1年以内に注射したことが証明できる場合)を持って公園緑地課(市役所5階)へ

使用料は無料

※くわしくは公園緑地課(☎20・1562)へ。

環境美化運動

美しいまちをわたしたちの手で

区や自治会、事業所などの協力を得て、次の実施基準日を中心に環境美化運動が実施されます。

この運動では、各地区の道路や公園などに捨てられた瓶・缶などのごみ拾いを行います。

快適に住みよい環境づくりのために、自主的な参加をお願いします。

実施基準日は5月31日(日)、8月2日(日)、12月6日(日)

※くわしくはクリーン推進課(☎20・1530)へ。

市長日誌

3月1日(日)～15日(日)

2日	新型コロナウイルス感染症対策本部会議(5・9・10・12・15日)
4日	経済環境常任委員会
5日	空港対策特別委員会 教育民生常任委員会
6日	成田用水土地改良区総代会 建設水道常任委員会
9日	新市場整備・輸出拠点化等調査特別委員会 総務常任委員会
10日	予算特別委員会(～12日)
12日	国際医療福祉大学学位授与式
13日	ふれあいるーむ21修了の会
14日	藤リハビリテーション学院卒業式



祝辞を述べる(12日)

重大な消防法令違反対象物

公表制度が開始されます

市では、重大な消防法令違反対象物の公表制度を4月から実施します。これは建物を利用しようとする人が、その建物の危険性に関する情報を入手し、利用について判断ができるよう、市が把握した重大な消防法令違反を公表するものです。建物に義務付けられた消防設備(屋内消火栓設備、スプリンクラー設備または自動火災報知設備)が設置されていない違反が対象となります。

消防が立入検査で違反を確認し、違反内容を知りながら14日を経過しても改善されない場合に公表されます。

対象となる建物

- 飲食店、物販売店、宿泊施設などの不特定多数の人が利用する建物
 - 病院、社会福祉施設など避難が困難な人が利用する建物
- 公表の内容は建物の名称、建物の所在地、違反の内容

閲覧場所 市ホームページ(http://www.city.narita.chiba.jp/arshin/page0158_00006.htm)

三) 消防本部(市役所地下1階)

建物の増改築や用途変更に注意

次のような場合には、消防用設備などの設置が必要になることがありますので、事前に予防課へ相談してください。

- 飲食店、物販売店、旅館、病院、福祉施設などが新たに入る
 - 増築や改築、隣接する建物との接続を行う
 - 窓にフィルムなどを貼る
- ※くわしくは予防課(☎20・1591)へ。

排水設備の清掃・点検

訪問セールスにご用心

「市役所から紹介されて排水設備の清掃・点検に来た」と家庭を訪問し、不要な契約や金銭を求め業者が見受けられます。

市では業者のあっせんは行っていません。市から業務を委託された業者は、市発行の身分証明書を携帯しています。

訪問セールスで不審に感じたら下水道課(☎20・1553)へ連絡してください。
※くわしくは同課へ。

国民健康保険税

減免期間が加入後2年間に

会社の健康保険などから後期高齢者医療保険に移行した人の被扶養者(65歳以上)で、新たに国民健康保険に加入した人については、急に負担が増えることがないように、国民健康保険税が減免されます。

4月から、減免期間が加入後2年間に変更となりました。すでに資格を取得している人も対象となります。なお、所得割額の減免措置は変更ありません。

※くわしくは保険年金課(☎20・1526)へ。

なれた景観資産

新たに登録されました

市では、市民の皆さんから推薦を募り、成田らしさを感じられ、良好な景観を望むことができる場所を「なれた景観資産」として登録しています。令和元年度は「小御門神社の景観」が新たに登録されました。

お気に入りの場所を募集

市内で素晴らしい景観を望む

とができる場所があったら、ぜひ推薦してください。

※くわしくは公園緑地課(☎20・1562)または市ホームページ(<https://www.city.narita.chiba.jp/environment/index0656.html>)へ。

転入・転出・転居

住所が変わったら手続きを

引っ越しなどで住所が変わるときは、本人または同一世帯の人が市民課(市役所1階)、下総・大栄支所、市民課赤坂分室で手続きしてください。

代理人が届け出を行う場合は、委任状が必要です。住所が変わる人の氏名、生年月日、住所異動日、新・旧住所、新・旧世帯主氏名を確認してください。

届け出にきた人の本人確認のため、運転免許証、パスポートなどが必要です。また、住所が変わる人のマイナンバーカード、写真付き住民基本台帳カード(住基カード)などを持ってきてください。外国籍の人は在留カード・特別永住者証明書(旧外国人登録証明書)が必要です。

なお、市民課では、毎週日曜日にも各種届け出を受け付けています。
※くわしくは市民課(☎20・1525)へ。

	届け出期間	必要な物
転入届	市外から移り、住み始めた日から14日以内	前住所地の市区町村が発行した転出証明書(マイナンバーカードや住基カードで転出の届け出をした人は不要)、マイナンバーカードまたはマイナンバーの通知カード、住基カード(持っている人)
転出届	市外へ移り、住み始める日のおおむね14日前から	子ども医療費助成受給券(持っている人)、国民健康保険被保険者証・介護保険被保険者証・後期高齢者医療保険被保険者証(いずれも加入している人)
転居届	市内で住所を移し、住み始めた日から14日以内	マイナンバーカードまたはマイナンバーの通知カード、住基カード・子ども医療費助成受給券(いずれも持っている人)、国民健康保険被保険者証・介護保険被保険者証・後期高齢者医療保険被保険者証(いずれも加入している人)